

労働政策審議会障害者雇用分科会運営規程の一部改正について（案）

1. 趣旨

企業規模別にみた障害者の雇用状況を踏まえて障害者雇用対策の充実強化について検討を行うため、より幅広く労使関係者の意見を聴くこととし、所要の改正を行う。

2. 改正の内容

- 労働者を代表する委員等及び使用者を代表する委員等の数を、それぞれ、4人から5人に改める。
- 公益を代表する委員等の数を、8人から6人に改める。
- これらの改正は、4月に改選が予定される分科会の委員等の構成から適用する。

○ 労働政策審議会障害者雇用分科会運営規程一部改正案 新旧対照表

改正案	現行
<p>第二条 分科会に属すべき委員及び臨時委員（以下、「委員等」という。）のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各五人とし、障害者を代表するものは、四人とし、公益を代表するものは、六人とする。</p>	<p>第二条 分科会に属すべき委員及び臨時委員（以下、「委員等」という。）のうち、労働者を代表するもの、使用者を代表するもの及び障害者を代表するものは、各四人とし、公益を代表するものは、八人とする。</p>

労働政策審議会障害者雇用分科会運営規程

第一条 労働政策審議会障害者雇用分科会（以下「分科会」という。）の議事運営は、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第九条、労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号）及び労働政策審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第二条 分科会に属すべき委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）のうち、労働者を代表するもの、使用者を代表するもの及び障害者を代表するものは、各四人とし、公益を代表するものは、八人とする。

第三条 分科会の会議（以下単に「会議」という。）は、会長の請求があったとき、分科会長が必要があると認めるとき又は委員等の三分の一以上から請求があったときに分科会長が招集する。

2 会長又は委員等は、分科会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

3 分科会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも七日前までに付議事項、日時及び場所を委員等及び会長に通知しなければならない。

第四条 委員等は、分科会長の許可を受けて、代理者を出席させることができる。ただし、代理者は、審議会令第九条第三項において準用する同条第一項及び第二項の規定の適用については、欠席したものととして取り扱う。

第五条 この規程の改廃は、分科会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成十三年二月二日から施行する。